

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年5月8日

東京都作業部会確認年月日 令和元年5月14日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 オーバーレイブック更新等業務委託（その2）（1）・（10）【オリンピックスタジアムほか6会場】

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本件は、仮設インフラ・オーバーレイ整備の一部であるから、都が経費の一部を負担する理由がある。また負担額については、オリ経費は都及び都外自治体所有施設分、パラ経費は組織委2：国1：都1となっており、いずれも合意に基づいている。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		経費負担に関わらず、仮設インフラ・オーバーレイ整備は組織委員会が担うこととなっている。 設計や工事を補完する本委託についても組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> オーバーレイブックの作成はIOCから義務付けられおり、会場整備や競技運営の検討に重要な図書である。 オーバーレイブックの更新は半年に1回行い、その都度、必要な情報を収集して作成することにより各FA等の担当者が同一の観点で業務を進めることが可能となる。 コンテインメント図の更新は、関連FA等がケーブルを敷設する配線ルートや仕様について、関係者間で協議を行うために必要な業務である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度委託を踏まえるとともに、DBの契約状況や実施設計の進捗状況を勘案し、会場ごとに業務内容を設定している。 業務量から必要人工を算出している。 国交省基準を用いて積算しているため適正である。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 過去大会でも同様の業務委託を行っている。 30年度業務との継続性や実施設計受注者との連携が必要であることから、会場ごとの実情に合わせ、30年度受託者が業務を行うことが適当である。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 各会場の仮設インフラ・オーバーレイ工事や各FA等との調整を行うもとなる業務であるため、公費負担するに値する。 V3予算内であることを確認した。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年5月8日

東京都作業部会確認年月日 令和元年5月14日

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 オーバーレイブック更新等業務委託【有明体操競技場】

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	本件は、仮設インフラ・オーバーレイ整備の一部であるから、都が経費の一部を負担する理由がある。また負担額については、オリ経費は都及び都外自治体所有施設分、パラ経費は組織委 2：国 1：都 1 となっており、いずれも合意に基づいている。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	経費負担に関わらず、仮設インフラ・オーバーレイ整備は組織委員会が担うこととなっている。 設計や工事を補完する本委託についても組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーレイブックの作成は I O C から義務付けられおり、会場整備や競技運営の検討に重要な図書である。 ・オーバーレイブックの更新は半年に 1 回行い、その都度、必要な情報を収集して作成することにより各 F A 等の担当者が同一の観点で業務を進めることが可能となる。 ・コンテインメント図の更新は、関連 FA 等がケーブルを敷設する配線ルートや仕様について、関係者間で協議を行うために必要な業務である。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度成果を踏まえるとともに、DB の契約状況や実施設計の進捗状況を勘案し、会場ごとに業務内容を設定している。 ・業務量から必要人工を算出している。 ・国交省基準を用いて積算しているため適正である。
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・過去大会でも同様の業務委託を行っている。 ・過年度業務との継続性や実施設計受注者との連携が必要であることから、会場ごとの実情に合わせ、基本設計及び工事監理業務受託者が業務を行うことが適当である。
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・各会場の仮設インフラ・オーバーレイ工事や各 F A 等との調整を行うもとなる業務であるため、公費負担するに値する。 ・V3 予算内であることを確認した。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。